

浜田市世界こども美術館 多目的ホールの利用について

多目的ホールは、美術活動の発表の場をはじめとして、**芸術文化に関するイベント**の会場として利用していただくことができます。

《 利用料 》

1. 多目的ホールの利用料

区 分		金 額
午 前	午前9時から正午まで	1,670円
午 後	午後1時から午後5時まで	2,200円
夜 間	午後6時から午後9時まで	2,610円
昼 間	午前9時から午後5時まで	3,450円
午後夜間	午後1時から午後9時まで	4,280円
全 日	午前9時から午後9時まで	5,750円

※ただし、冷暖房装置を利用する場合は、上記の30%増とさせていただきます

2. 設備器具の利用料

有料貸出備品		無料貸出備品
名 称	料金（期間中）	名 称
展示用パネル (240×90cm) ※30枚まで	1枚110円	・長机 ・パイプ椅子 ・マイク ・展示用ワイヤー

《 利用の申し込み方法 》

浜田市世界こども美術館所定の申請書に記入の上、提出してください。

※あらかじめ、電話にて貸出予約状況をご確認ください。（申込みは先着順です）

《 審査基準 》

1. 次の事項に該当する場合は、利用を許可できません。

- (1) 多目的ホールの目的に合致しないと認められるとき
- (2) 公の秩序または善良な風俗に反するおそれがあるとき
- (3) 施設等を汚損したり、破壊、紛失するおそれがあるとき
- (4) 利用許可申請者が法的または社会的責任を十分に取りえる者でないとき
※利用者が未成年者の場合は、保護者または監督の立場にある成人の方が利用申し込みをしてください
- (5) 作品販売など、営利を目的としたもの
- (6) 集団的 又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
- (7) その他、管理運営上支障があると認められるとき

2. 1に掲げた基準及び浜田市世界こども美術館条例等の関係規定に違反した場合は、利用の許可を取り消します。

《 利用者の遵守事項 》

1. 次に掲げるものは搬入できません。

- (1) 騒音、悪臭などを発したり腐敗のおそれがある等、来館者に著しく不快感を与えるもの
- (2) ペット類

2. 搬入及び展示作業については、次の事項を守ってください。

- (1) 搬入は指定された搬入口と通路を使って行うこと
- (2) 美術館の施設や備品を汚損、破壊等しないよう留意すること
※パネル設置時は、周囲の安全に気を配り、パネルを大切に扱うこと
※壁面などに貼付テープ等を使う場合は、塗装がはがれないよう十分注意すること
- (3) 展示方法については、あらかじめ美術館職員に説明し、承諾を得ておくこと
- (4) 壁、柱等に貼り紙等をする場合は事前に相談すること
- (5) パネルの移動、音響設備、照明の調整、看板の設置といった会場設営については、美術館職員の指示に従うこと

3. 多目的ホールの利用期間中は、次の事項を守ってください。

- (1) 火災、盗難、その他の事故の予防に努めること
- (2) 美術館の施設や備品を汚損、破壊等しないよう留意すること
- (3) 利用期間中の展示物の管理については、利用者が責任を持って行うこと
- (4) 利用許可を受けたイベント以外の目的に利用しないこと
- (5) 寄付金の募集、物品の販売、広告物の配布、観覧料の徴収、その他これに類する行為をしないこと（ただし美術館長の許可を受けたものはこの限りではない）
- (6) 児童、生徒等の作品を展示する場合には、出品者の名簿を美術館に提出すること
- (7) ポスター等の広報物や、報道機関に送る企画書に表示する会場名は「浜田市世界こども美術館 3階 多目的ホール」とすること
- (8) その他、美術館長が指示する事項

4. 搬出時には次の事項を守ってください。

- (1) 利用を終了したときは、利用場所の備品等を整理整頓して現状に復すること
- (2) 搬出終了後、美術館職員の点検を受けること

《 事前に承認が必要な事項 》

下記の場合は事前に承認が必要ですので、利用許可申請書に内容を記載してください。

- (1) イベントに関するポスター、ちらし等の広報印刷物を掲示及び配布するとき
※ 広報印刷物を作成する場合には1部ずつ美術館に提出してください。
- (2) パソコン・オーディオ機器・テレビ等の電化製品を持ち込んで使用するとき
- (3) 火気を使用するとき